

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 環境課

許認可等の内容		栃木市墓園の墓所永代使用承認
根拠法令等及び条項		栃木市墓園条例第4条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市墓園条例第8条
	参考事項	栃木市墓園条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 4年 9月26日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市墓園条例 (使用者の資格)</p> <p>第8条 墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 本市に引き続き1年以上住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく市の住民基本台帳に記載されている者で、市域に墓所を有しないもの</p> <p>(2) 市域において行う都市計画事業その他の公共事業の施行に伴い、改葬の必要がある者</p> <p>(3) 栃木市聖地公園及び栃木市都賀聖地公園墓地にあっては、前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者</p> <p>栃木市墓園条例施行規則 (使用者の資格の特例)</p> <p>第3条 条例第8条第3号の規定により市長が必要と認める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 本市に土地若しくは家屋又は3親等内の親族を有する者で、市内に墓所を有しないもの。</p> <p>(2) 区画墓地の使用者で、区画墓地を返還し、合葬墓地へ焼骨、遺骨等を改葬するもの。</p>	